

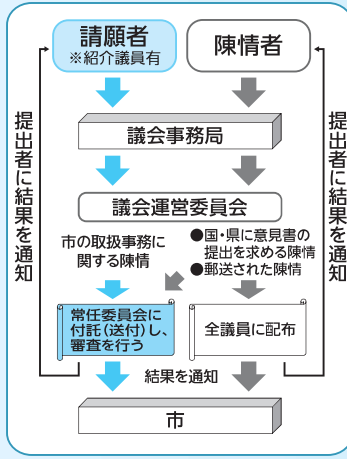
請願・陳情とは

請願や陳情とは、自治体（＝海老名市）に対して「言いたいこと」や「お願いしたいこと」があるときに「議会に直接訴える」という、法で定められた制度です。

請願と陳情の違いは、請願の場合は1名以上の議員の紹介が必要で、陳情には不要という点です。

提出と審査等の流れ

請願や陳情は、各自治体の議会にあてて提出するものです。地方自治法の第124条に「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない」と規定されています。なお、請願と陳情の違いは前述のように「議員の署名があるかないか」だけですが、審議・審査の流れに違いがあります。



作成の注意点

決められた書式はありませんが、注意事項は次のとおりです。

◇日本語で書く。

◇「件名」、請願（陳情）の「要旨」、「理由」を記入する。

※本市では、市政に関する陳情は申し合わせにより、所管委員会で審査しています。

◇提出年月日、請願（陳情）者の住所、氏名（団体の場合は名称と代表者名）を記入し押印する。

◇請願書は、表紙に紹介議員（1人以上）の記名押印をする。※陳情の場合は不要。

◇請願（陳情）者が多数の場合は代表者を明記する。

◇請願（陳情）の趣旨を説明するための図面などが必要な場合は添付する。

◇内容が数件に及ぶ場合は1件ごとに作成する。

◇提出の宛名は「海老名市議会議長 藤澤 菊枝」となります（平成27年8月1日現在）。

提出の方法

議会事務局（市庁舎6階）にお持ちください。郵送でも受け付けますが、請願や陳情はその趣旨からいっても直接提出することが望ましく、請願は直接提出されることが通例ですが、陳情は、取扱基準において「郵送された陳情は全議員に配布する（※）」とされていますので、できるだけ直接提出をお勧めします。

提出期限

提出期限は特にありませんが、定例会開会日の7日前に行う議会運営委員会の前日までに議会事務局に提出すると、直近の議会を取り扱う対象になります。（9月定例会は8月24日（月）午後5時15分締切。）

それ以降の提出は、原則次回の定例会の取扱いとなります。

詳しくは議会事務局まで、お問い合わせください。

市政に関する

一般質問の概要

6月11日、12日に議員21名が市の考えをたどりました。

主な質問 答弁の要旨を紹介しします。

一般質問とは個別の議案とは関係なく、市長など行政の執行機関に対して、行政一般にわたる施政方針や事実に関する説明などを求めることです。

普段は、提案された議案に対してのみ質疑を行います。一般質問では市民の身近に関わる問題から、市の将来に関わる問題まで、さまざまな質問が行われています。

一般質問をはじめ、本会議の様子はインターネット中継がされています。

会議録はインターネット上で公開しています。

ぜひご確認ください。



本会議インターネット中継
<http://ebina.gijiroku.com>



会議録検索画面
<http://jsvrikll.bina.local/voices/>



老人ホーム・介護施設等の防災対策について
ニユー市政の会 鶴指 眞澄

問 老人ホームや介護施設などの入居者は、災害発生時に自力での避難が困難です。

通常施設事業者が防災マニュアルなどを作成し、防災訓練などを実施し災害時に備えています。今年3月、社家でグループホームの火災があり、幸い小火で済み負傷された方も皆無でしたが、スプリンクラーの作動で、被介護者は3時間以上寒い外に放置されておりました。私は現場にいて、これを見かねて自治会館の利用を勧めました。

適正な事業者が全てとは限りません。災害に備え、事業者の指導や緊急時の避難場所等について、市の考えを伺います。

答 保健福祉部長：老人ホームや介護施設で火災が発生した場合、各施設が災害対応マニュアルに基づき、入所者の避難誘導を行うこととなっております。今回の施設は、定期的に年2回の消防、避難訓練を実施しており、日頃から防災意識の高い施設であるため、円滑な避難につながり、大事に至らなかったと考えております。

市内各施設では災害対応マニュアルを整備しておりますが、今後も従業員への教育・訓練などの実施を促し、災害発生時の体制整備を引き続き指導してまいります。

その他の質問

・介護保険サービス等について

